

技術資料等作成要領

本入札の総合評価に関する技術資料等は、本要領に基づき作成し提出すること。
提出にあたっては、指定様式を使用し、電子データで提出すること。（PDF 等へ変換しないこと。）
なお、本要領中の各評価の対象とする具体的な期間については、入札公告の別表（別紙）を参照すること。

1 第1号様式（上段）「企業の技術力・地域性申請資料」

（1）同種工事の実績

過去15ヶ年度及び当年度の技術資料等の提出期限日までに元請けとして完成・引渡しが完了した工事で、次に掲げる施工実績とする。（過去の共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限り当該企業の実績として取り扱う）

共同企業体にあつては、その共同企業体又は出資比率が20%以上の構成員のいずれかの実績を対象とする。

- a 固定支保工架設工法によるポストテンション方式プレストレスト・コンクリート連続中空床版道路橋（支間長30m以上）の架設工事（歩道橋を除く）

同種工事の施工実績は、県外での実績を含む。

入札後に落札候補者は、実績工事の内容が判断できる資料（当該工事の契約書、CORINSの工事カルテや登録内容確認書等）を提出すること。

（2）優良工事表彰等

過去3ヶ年度の新潟県優良工事表彰（知事表彰）の受賞又は優良工事証（地域機関交付）の交付とする。（過去に共同企業体で受賞等した場合は、出資比率が20%以上の構成員であった案件を当該企業の実績として取り扱う）

共同企業体にあつては、その共同企業体又は出資比率が20%以上の構成員のいずれかの受賞等を対象とする。

入札後に落札候補者は、受賞等を証明する資料の写しを提出すること。

（3）登録基幹技能者の活用

本工事において、県内企業に所属する登録基幹技能者の資格を有する者を評価の対象とする。（元請け、下請けを問わない。）なお、県内企業とは建設業法第3条第1項に規定する営業所であつて、県内に主たる営業所（本店）を有する企業とする。

なお、指定する職種は以下の職種とし、該当すれば評価する。

- a 指定職種：登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者

（4）災害時における活動実績等

災害時における活動実績及び防災協定は、過去3ヶ年度及び当年度の技術資料等の提出期限日までの上越地域振興局地域整備部管内（上越東維持管理事務所管内を含む）のものとする。（1社が単独で締結しているものを含む）（過去の共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限り当該企業の実績として取り扱う）

なお、防災協定については、新潟県と締結している防災協定は県内すべての地域で有効とする。

活動実績の範囲は以下のとおりとする。ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。

- a 評価の対象とするもの

緊急性を要し指示書等で対応した活動

- ・暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害時（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による災害の成立は問わない。）の公共土木施設の応急工事、点検、パトロールなど、緊急的に対応したもの
- ・家畜伝染病まん延防止に係る防疫作業

- b 評価の対象外となるもの

- ・自主的な災害貢献活動
- ・災害採択後の災害復旧工事（応急工事を除く）

共同企業体にあつては、その共同企業体の実績又は出資比率が20%以上の構成員のいずれかの実績を対象とする。

入札後に落札候補者は、実績を証明する工事等に係る契約書の写しを提出すること。

（5）維持管理実績

道路除雪実績は上越地域振興局地域整備部管内（上越東維持管理事務所管内を含む）のものとし、維持修繕（補修）実績は上越地域振興局地域整備部（上越東維持管理事務所および妙高砂防事務所を含む）管理施設のものとする。過去3ヶ年度及び当年度の技術資料等の提出期限日までに完了した実績を対象とする。（過去の共同企業体の構成員としての実績は、出資比率を問わず当該企業の実績として取り扱う）

共同企業体にあつては、その共同企業体又は出資比率が20%以上の構成員のいずれかの実績を対象とする。

道路除雪実績及び維持修繕（補修）実績の範囲は以下のとおりとする。ただし、災害時における活動の範囲であると認められるものは含まない。

- a 通常の道路除雪作業
- b 単価契約等による日常的な維持管理活動
 - ・道路や河川等の修繕（補修）、除草等
 - ・点検、休日パトロール等
- c 指示書等による緊急的な維持管理活動
 - ・道路や河川等の修繕（補修）等

入札後に落札候補者は、実績を証明する工事等に係る契約書の写しを提出すること。

(6) 実働拠点

主たる営業所・従たる営業所については、建設業法第3条第1項に規定する営業所であり、かつ令和8・9年度の入札参加資格者名簿に登録されているものをいう。

共同企業体にあつては、構成員の営業所を評価の対象とする。

管内等は上越地域振興局地域整備部管内（上越東維持管理事務所管内を含む）とし、隣接の地域は糸魚川、柏崎、十日町の各地域振興局地域整備部管内とする。

過去10年間継続した営業活動のある従たる営業所（本店以外の営業所）であつて、管内等の地域における過去5ヶ年度の対象項目の実績年度数の合計が下記を満たす場合は、主たる営業所（本店）と同等に取り扱うものとする。

管内等の地域における対象項目の実績年度数の合計／（対象項目数×5ヶ年度） $\geq$ 75%

対象項目：「災害時における活動実績」、「防災協定」、「道路除雪実績」、「維持修繕（補修）実績」。なお、実績は技術資料等の提出期限の前年度末日までに完了したものとする。

入札後に落札候補者は、証明する資料の写しを提出すること。

(7) 地域調達

本工事における建設工事の請負契約500万円以上の一次・二次下請負企業のすべてを対象とする。（入札参加企業（元請企業）が地域内企業（又は県内企業）で下請け企業のない場合も含む）

地域内企業とは、上越地域振興局地域整備部管内（上越東維持管理事務所管内を含む）に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する県内企業とする。県内企業とは、県内に主たる営業所（本店）を有する企業とする。

- a 地域内企業設定工種：橋梁付属物工

(8) 若手技術者の配置

主任（監理）技術者に若手技術者（技術資料等の提出期限日時時点で40歳未満）を配置する場合に加点する。

共同企業体にあつては、出資比率が20%以上のいずれかの構成員の配置予定主任（監理）技術者を対象とする。

入札後に落札候補者は、実際に配置する主任（監理）技術者の年齢を証明する資料の写しを提出すること。

(9) WLB（ワーク・ライフ・バランス）の推進

WLB企業認定等の有無を評価する。対象制度は以下の5つの制度とし、いずれか1つ以上の認定等があれば加点する。入札後に落札候補者は、認定等を証明する資料の写しを提出すること。

- a ①新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業、②にいがた健康経営推進企業、③えるばし認定、④くるみん認定、⑤ユースエール認定

(10) ICT活用工事の実績

新潟県発注の土木工事における過去3ヶ年度に完了した工事実績を対象とする。（過去の共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限り当該企業の実績として取り扱う）

入札後に落札候補者からの資料の提出は求めず、評価者が技術管理課ホームページに掲載されている実績企業であるかを確認する。同ホームページで実績が確認できない場合は、入札後に落札候補者は、実績を証明する資料の写しを提出すること。

共同企業体にあつては、その共同企業体又は出資比率が20%以上の構成員のいずれかの実績を対象とする。

2 第1号様式（下段）「配置予定技術者の能力等申請資料」

総合評価落札方式で評価対象とする配置予定技術者は、主任技術者、監理技術者とする。

配置予定技術者を複数とした場合、配置予定技術者の能力に係る評点は、これに係る評点の合計が最も低い評価を受けた者とする。

なお、共同企業体にあつては、代表構成員の配置予定技術者を評価の対象とする。

(1) 技術者の能力

配置予定技術者の保有する資格とする。

入札後に落札候補者は、資格を証明する資料の写しを提出すること。

(2) 優秀技術者表彰等

過去3ヶ年度の新潟県優秀技術者表彰（知事表彰）の受賞又は優秀技術者証（地域機関交付）の交付とする。

入札後に落札候補者は、受賞等を証明する資料の写しを提出すること。

(3) 継続教育（CPD）の取組状況

「建設系CPD協議会」加盟団体が運営する制度における前年度の取得単位とする。

入札後に落札候補者は、各団体が発行する学習履歴証明書の写しを提出すること。

(4) 評価対象期間の加算

上記(2)・(3)について、対象となる期間内に、育児休業、産前産後休業又は介護休業を取得していた場合、若しくは災害に係る復旧事業等に従事するため企業に在籍したまま新潟県の任期付き職員として併任されていた場合は、その期間に相当する日数を、対象となる期間の前に加えることができる。

3 第2号様式「Made in 新潟新技術の活用申請資料」

工事全体を対象に、Made in 新潟 新技術普及制度に登録されている技術を任意で活用する場合は最大2技術を記載すること。

ア 評価の対象とするもの

- ・評価は、仮設、施工方法等で受注者の任意により自主的に施工できるものであって、設計図書の条件に基づき新技術を当該工事に適用する目的（理由）・期待される効果が妥当であるもの。
- ・工事目的物であっても、設計図書と同等以上の品質として、一般に監督員が承諾した材料を使用して施工され、設計変更の対象とならないもの。

イ 評価の対象外となるもの

- ・設計図書で指定されているもの
- ・工事目的物の全部または一部となる製品、資材、材料（上記アを除く）
- ・活用の目的、効果、条件等から不適切な場合や活用の必要性が無いもの
- ・オーバースペックとなるもの
- ・効果を発揮することが不確実なもの
（事例）現場事故が発生した場合に効果を発揮するもの
現場事故を未然に防ぐために活用して効果を発揮するのではなく、とりあえず設置して、もし現場事故が起きたら（起きれば）効果が発揮できるもの
（事例）飛来塩や凍結防止剤による塩分の侵入を防ぐためのコンクリート塗装
要求水準に対して過剰な性能を実現するもので、活用の必要性が無い。また、必要性がある場合は、本来、設計計上すべきものである。

4 第14号様式「ICT 活用工事の取組申請書」

ICT 活用工事（受注者希望型）であるため、ICT 活用工事の取組を評価する。入札参加者は以下のいずれかを記載し、申請すること。（第14号様式のリストから選択すること。）

＜申請する取組内容＞

- 「ICT 活用工事を実施します」
- 「実施しません」

5 第4号様式「技術提案書」

【施工上の課題】

「橋梁上部工の品質を確保し、耐久性向上を図るための施工方法」

（設定理由）

- ・プレストレスト・コンクリート構造物の耐久性を向上し、ライフサイクルコストの削減を図るためには、施工時において、密実なコンクリートを構築するとともに、打継部において水密性などの品質を確保することが重要である。
- ・このことから、橋梁上部工の品質を確保し、耐久性向上をはかるための施工方法について技術提案を求める。

（提案の着目点）

- ①コンクリートの打設について、ひび割れを抑制し、密実なコンクリートを構築するための具体的な施工方法
- ②打継部において、水密性などの品質を確保するための具体的な施工方法

技術提案により生じる効果・効用と、その提案を実現するための具体的な施工計画を記載すること。

施工上の課題に係る対応の標準案として、別紙に示した施工計画書及び施工計画図等の内容と同等以上の内

容を示した「技術提案書」を提出すること。なお、技術提案はA4版2枚までとし、提案の着目点ごとに記載すること。

文字フォントは10ポイント以上とし、図表等を挿入する場合はその分の文字数は少なくし、罫線枠は変更しないこと。

他の評価項目で活用申請した Made in 新潟新技術の利用に関する提案があったとしても評価しない。

6 「技術提案書」の第4号様式（指定様式）について

提案書等の公平な評価に努めるべく提出方法を定めていますので、下記に基づいて記載すること。

（1）様式の概要

本様式の罫線枠等は、ヘッダーとフッターに貼り付けているため、通常の入力画面では、罫線枠等は移動しない。行間隔や罫線枠等の書式を変更しないこと。文字、図表等は罫線枠におさまるよう調整して記載すること。

（2）入力時の留意事項

- 1) 指定の第4号様式を使用する。
- 2) 施工上の課題を確認する。
- 3) 工事名と企業名を入力する。
- 4) 行間隔や罫線枠等の書式を変更しない。
- 5) ヘッダーとフッターからの入力を変更しない。
- 6) 文字ポイントは10ポイント以上であるが、あまり大きくすると入力可能な文字数が少なくなる。
- 7) 提案内容が上記によらない場合は、公平な評価ができないため不適正とみなし、入札を無効とする。（ただし、原因が競争参加企業によらない場合は除く。）
また、その他不適正とみなされる場合においても同様とする。

(3) 提出イメージ等

第4号様式(1/2枚目)

技術提案書

土木・建築・農林・農地共通

工事名：〇〇〇〇工事
会社名：××××建設(株)

施工上の課題	〇〇〇△△の品質向上について
--------	----------------

課題に係る技術提案内容 (1/2)

1 あかきたなはまやらわをん……

←文字は10ポイント以上にしてください。

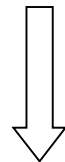
2

3

4

5

罫線枠からはみでないようにして下さい。はみでた提案は、評価対象外となりますので注意してください。



あかきたなはまやらわをんあかきたなはまやらわをんあかきたなはまやらわをんあかきたなはまやらわをんあかきたなはまやらわをん……

注1) 文字フォントは10ポイント以上とし、図表等も含めて枠内におさめるようにしてください。

注2) 行間隔や罫線枠等、書式の変更はしないでください。